那須塩原市商工会報

KUROISO
発行所　那須塩原市末広町64−27(本所) ☎0287 (62) 0373　FAX0287 (63) 9451
発行者　那須塩原市商工会会長 渡辺克久／編集・企画　会報委員会委員長 平山　博　印刷 ／㈲エー・プリント
ホームページアドレス 本所 http://nasushiobara-shokokai.jp/　支所 http://shiobara.shokokai-or.jp
Eメール nasushiobara_net@shokokai-tochigi.or.jp

頑張ろう日本！　頑張ろう東日本！
頑張ろう那須塩原市商工会!!

那須塩原市商工会 会長　渡 邉 克 久

未曾有の大震災が３月11日に東日本を襲い、早くも２ヶ月が経ちます。東日本全体の被災者におかれましては筆舌に尽くし難い大変な日々を過ごしておられることと思います。心よりお見舞い申し上げます。

当商工会員も福島第一原発の放射能漏れ事故による二次被害で、塩原温泉、板室温泉への客足がピタリと止まり、更には観光に関係する事業所も同様、街全体が静寂に襲われる大変な状況下にあります。市内商工業者は勿論その家族。そしてそこで働いている社員の想いは計り知れず、心からその痛みお察し申し上げます。

那須塩原市商工会と西那須野商工会は、去る４月14日に会員支援のための要望書を栗川市長様宛てに提出いたしました。その要望は一刻も早く全て了承されることを願い、実行できれば必ずや会員事業所を側面から支えることができると確信しております。

皆様にはこの先行きも見えなく希望の持てないような状況下でも、やはり自社は自分で守るしかありません。この非常時こそ企業経営者は元気を出して会社を、地域を引っ張って行かなければなりません。その中で商工会は先導役で進むことが使命であると考えます。

この極限状況はしばらく続きます。カラ元気大いに結構。那須塩原市商工会員である我々は明るく、確実に目標に向かって取り組んで行こうではありませんか。

それが日本の未来への担い手となることを確信しています。

○緊急正副会長・支部長会議を開催

災害義援金

本年３月からお預かりしております会員事業所の皆様からの災害義援金は、次のとおり全国商工会連合会を経由して、青森県・岩手県・宮城県・福島県・茨城県・千葉県、それぞれの県連合会の義援金窓口に送金させていただいております。

３月28日	[第１回送金分]	６１３,２０３円
３月30日	[第２回送金分]	９７６,４２１円
４月４日	[第３回送金分]	１５５,０００円
４月18日	[第４回送金分]	７３,０００円
４月26日	[第５回送金分]	６１,０００円

平成23年４月30日現在での義援金

合計 1,８７８,６２４円

ご協力、大変ありがとうございます。

会員事業所の安定経営継続を願って市に要望書を提出

過日、緊急実施しました全会員への「被災状況及び要望等調査」の回答により、4月14日、市長室において西那須野商工会・関谷会長との連名により「東日本大震災に係る市内商工業者への支援に関する要望書」を栗川市長に提出しました。

要望の内容

1金融施策

①那須塩原市融資振興会制度融資「災害対策運転資金」の低金利での創設。
融資限度額500万円以内
融資期間4年以内
（据置期間1年を含む）

②那須塩原市融資振興会制度融資「償還期間延長制度」の制定期間の延長
現行3年以内を5年以内に。

2市内で限定融通する「災害復興支援商品券」の発行
（20%のプレミアムを付し、3～5%を災害支援義援金に充てる）

3市内商工業者の市税納入に関し納入猶予の最大限行使

このたびの震災による直接また間接被害は、種々雑多な情報の氾濫や事実の一部のみを強調する報道などにより、当地域の消費意識にも冷静で適切な判断を阻害するケースが顕著に見え、小売業にあっては消費者の購買意欲の減退、飲食サービス業、観光関連業は既に予約のキャンセルが続出し、市内全体の経済動向の変貌は壊滅的な状況に陥る傾向が伺えます。

今後商工会としても、「行動する商人・発言する商人」を基本方針として、地域内での経済行為は地元消費を促すなど地産地消活動に向けた事業展開を図り、継続的な巡回支援では各企業の強みを活かした社会に貢献する企業、いわゆる「次世代への災害復興ビジネス」を強力に推進するべく経営改善の普及に努めてまいります。

那須塩原市融資振興会制度融資
中小企業の「大震災緊急支援資金」が創設されました。
[平成23年4月21日 運用開始]

東日本大震災や計画停電等ににより、売上が減少している市内中小企業の皆様の経営安定を図るため、本市制度融資の中でも最も有利な資金として、無利子の「大震災緊急対策資金」が創設されました。

1 大震災緊急支援資金の概要

対象者	東日本大震災や計画停電等により、売上の減少が見込まれる市内中小企業者
資金使途	運転資金（仕入れ、買掛金の支払い等に用いる資金）
融資限度額	500万円
貸付利率	1.4%（全額利子補給があります）
返済期間	5年以内（据置期間1年以内）
実施期間	平成23年4月21日～平成23年9月30日までの融資実行分 ※ただし、融資枠12億円に達した時点で取扱を終了します。

（※平成23年9月30日までの臨時措置）

[ご注意]
・本資金は他の資金の借換にはご利用出来ません。また償還期間5年を越えての期間延長はできません。

2 本融資を受けるための要件 [市の認定が必要]

次の認定基準のいずれかに該当し、中小企業信用保険法第2条第4項第5号の規定による認定を受けていること

①指定業種に属する事業を行っており、最近3ヶ月間の月平均売上高が前年同期比5%以上減少していること

②指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入単価が 20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できないこと

③指定業種に属する事業を行っており、平成23年東北地方太平洋沖地震の発生後、原則として、最近1ヶ月間の売上高等が前年同期比20%以上減少、かつその後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期に比して 20%以上減少することが見込まれること

3 信用保証料補助金

完済者に対して市が全額助成

4 特徴

(1)震災の影響を間接的に受けている中小企業者を対象に、無利子で融資します。

(2)信用保証協会が100%保証します。

※融資の可否については、取扱金融機関と信用保証協会の審査があります。

那須塩原市商工会義援活動の状況

3月19日	黒磯支部　災害避難者への炊き出し提供	那須町スポーツセンター
3月29日	黒磯支部　災害避難者への炊き出し提供	那須塩原市健康長寿センター
4月1日	黒磯支部　災害避難者への炊き出し提供	那須塩原市健康長寿センター
4月3日	塩原支部　災害避難者への炊き出し提供	那須塩原市健康長寿センター
4月3日	東那須野支部 復興支援炊き出し提供	宮城県石巻市
4月10日	東那須野支部　災害避難者への炊き出し提供	那須塩原市健康長寿センター
4月14日	箒根支部　災害避難者への炊き出し提供	那須塩原市健康長寿センター
4月17日	東那須野支部 復興支援炊き出し提供	宮城県石巻市
4月19日	被災者宛て救援物資の搬送	宮城県岩沼市商工会
4月26日	被災者宛て救援物資の搬送	宮城県岩沼市商工会

※那須塩原市健康長寿センターにおいての災害避難者への炊き出し提供については、4月7日鍋掛支部、4月15日高林支部が予定されていましたが、避難施設の都合により実施しませんでした。

○那須塩原市健康長寿センターにて炊き出し提供

○東那須野支部　石巻駅前商店街地区にて

○宮城県岩沼市商工会へ救援物資搬送
［写真：小野宏明会長(左)］

会員皆様に対して迅速に最新情報を提供させていただきます。
下記の商工会アドレスに御社のE-mailアドレスを送信してください。

［商工会受信専用］
info@nasushiobara-shokokai.jp

事業主の皆様へ

平成23年度の労働保険年度更新の申告・納付期限は…
6月1日～7月11日となります。

平成23年度の年度更新の手続きは6月1日～7月11日までの間に行っていただくことになります。

労働保険料の算定方法は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までに支払う賃金総額に保険料率を乗じて得た額となります。

なお、概算・確定保険料の申告・納付は、栃木労働局労働保険徴収室・労働基準監督署において受け付けておりますが、最寄りの日本銀行歳入代理店・郵便局等でも取り扱っております。手続きの際は、申告書と納付書を切り離さないで、保険料を添えて窓口に提出してください。(労働保険料申告等の事務を社会保険労務士や商工会労働保険事務組合に委託する方法もあります。)

詳しくは、
栃木労働局労働保険徴収室
(TEL028-634-9113)
大田原労働基準監督署
(TEL0287-22-2279)
黒磯公共職業安定所
(TEL0287-62-0144)
大田原公共職業安定所
(TEL0287-22-2268)
にお尋ねください。

雇用関係・災害貸付説明会を開催

このたびの東日本大震災により会員事業所の事業活動にも様々な影響が出ております。いま一層の経営安定化が必要であるとの観点から、去る４月 18 日、各会員の現状を踏まえて専門講師による災害に関する雇用関係問題や注意点及び活用可能な助成金制度、更には公的機関による緊急災害融資制度等についての説明会を開催しました。

①雇用調整助成金と特例措置の失業給付

㈱ＴＭＣ経営支援センター 特定社会保険労務士　岡部正治先生

②東日本大震災に係る緊急融資制度等の資金繰り支援策について

栃木県産業労働観光部経営支援課　桐原毅充 氏

③災害復旧貸付及び条件変更等への柔軟な対応について

日本政策金融公庫宇都宮支店　稲田　満 氏

④災害関係に係る保証制度等の資金繰り支援策について

栃木県信用保証協会　安西克巳 氏

⑤那須塩原市制度融資「大震災緊急支援資金」の創設について

那須塩原市産業観光部商工観光課　鎌田活行 氏

東北地方太平洋沖地震「被災者向け救援物資」を募集しています！

ただいま那須塩原市商工会員の皆様から、東日本大震災で被災した東北地方の皆様への救援物資を受け付けしております。

受け付けする物資

1．食料関係

炊き出し用食材

・大根・人参・ゴボウ・ジャガイモ・長ネギ **【生野菜は金曜日と月曜日のみの受付とします】**

・醤油(瓶詰め・ペットボトル詰め)・味噌(プラ容器詰め)・野菜ジュース・レトルト食品

・割り箸・調理用(炊き出し用)手袋・食器洗い用洗剤

2．生活用品

・未使用の下着類(男・女・子供用)・未使用の靴下(男・女・子供用)・未使用のＴシャツ類(男・女・子供用)・懐中電灯・靴（男・女・子供用)・スリッパ(大人用・こども用)・シャンプー・リンス・ひげそり・ウェットティッシュ・間仕切り用のダンボール・養生テープ・サランラップ・サンダル・学用品(筆記用具・ノートなど)・長靴・クレゾール液・消石灰・ゴミ袋(黒色の大きいもの)・作業用ゴム手袋(全部ゴムで覆われているもの)・レジ袋・掃除用具(ほうき・ちりとり)・燃料携行缶・エプロン・乾電池(単１～単３)・チャッカマン・衣装ケース

■今回の受付期間 ５月27日㈮まで （月曜日から金曜日の午前８時30分～午後５時15分）

受付場所 那須塩原市商工会本所または塩原支所

注意事項
① 今回の募集は、上記の物資のみ受け付けます。
② 未使用品のみ受け付けます。
③ 郵送による受け付けは行いません。直接商工会までご持参ください。
④ 品目ごとに箱詰めして、見やすいところに品名・数量を明記してください。
⑤ 支援先への搬送は、いち早く基本的に手渡しで行いますので、少量でも可能です。
大きなロットでは引き受けかねる場合があります。

支援物資の輸送は「商工会青年部」が被災地に直接持ち込みます。物資の搬入先は「宮城県内の商工会」です。
被災者への救援物資として「宮城県商工会青年部連合会」が責任を持って適切な支援先を選定して送ります。